

○議長（吉田敏郎）

日程第5 議案第38号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。幼児教育・保育の無償化のための子ども・子育て支援法の一部改正及び内閣府令の一部改正に伴い、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

それでは議案を読みあげます。

議案第38号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出、開成町長、府川裕一。

最初に、一部改正の概要について説明いたします。

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減と幼児教育及び保育の重要性に鑑み、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されます。これにより子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月10日に可決されました。それに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が行われたことにより、ここで本条例の改正を提案するものでございます。

本条例において、特定教育・保育施設の定義は、子ども・子育て支援新制度によるところの認定こども園、幼稚園及び保育園のことであり、特定地域型保育事業とは、定員が19人以下の小規模の保育施設のことでございます。

今回の改正は主に2点になります。

1点目は、従来の子どものための教育・保育給付認定に対し幼児教育・保育の無償化により新たに設けられた子育てのための施設利用給付認定を区別するため、用語の改正をするものです。

2点目は、主食費に加えて副食費を保護者が負担することが追加されました。ただし副食費に限り年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費についてはその支払いを免除することとなります。

それでは次ページを御覧ください。

開成町条例第 号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年改正条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。左が改正後、右が改正前になります。

第2条の定義です。第9号の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に。第10号、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に。また、第11号の「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に、それぞれ字句を改正するものです。

以下、この字句の改正については、説明を省略させていただきます。

第12号から第14号までは、教育・保育認定子どもの定義を加えています。

第15号は、市町村民税所得割合算額を。

1ページおめくりください。第16号は、負担額算定基準子どもの定義を加えています。以下、改正前の第12号から第24号が、改正後、第17号から第29号になります。

第3条は、一般原則としての下線部分を加えています。

少し飛びまして、6ページを御覧ください。第13号、利用者負担額等の受領でございます。第1項では、幼児教育・保育の無償化においても、3歳未満においては、施設は保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとするに改正します。

次のページ、第4項では、第3号に食事の提供に要する費用を規定し、その除外要件としてカタカナ、ア、イ、ウを定めています。アの（ア）は、1号認定子どもの幼稚園児を、イは、2号認定子どもの保育園児を指します。またどちらも世帯の年収が360万円未満相当であることを規定します。イでは、年収360万円未満相当の世帯を除く同一世帯に小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合について定めています。

（ア）は、1号認定の幼稚園児、（イ）は2号認定の保育園児にかかる3子の考え方がそれぞれ示されています。

また9ページのウに、満3歳未満の保育認定子どもを追加します。以降10ページから28ページまでは字句の変更と国基準の一部改正に伴う読み替えについて整理するものであり、説明を省略させていただきます。

最後に29ページを御覧ください。附則になります。本条例の施行日を令和元年10月1日からいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、茅沼議員。

○ 5 番（茅沼隆文）

5 番、茅沼です。この条例読み解くと、なかなか複雑な感じがしますがけれども、要は副食費に対しての費用負担がいろいろと発生してくるような子どもが考えられますけれども、この条例改正によって、発生するであろう総額、町にとっての費用負担がどのくらいになるのか。また、もしできれば、この対象となる子どもの数はどのくらいなのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

御質問にお答えします。この副食費の減免に関する町負担ということでございますけれども、開成幼稚園は公立の幼稚園なので、町で費用の設定をできるのですけれども、民間の保育所、開成町内に民間保育所は3園ございますけれども、園で金額を設定するものでございまして、金額はこれから積算していきます。現在、無償化の新システムが導入されまして、最終の調整段階で新しい税の情報を取り入れて、今この360万円未満の所得の方、あと第3子の方ということで、今、試行段階でございますけれども、対象者3歳から5歳のお子さんが約550名おります。その中の約80名の方がこの免除措置の対象にあたる方ということで、大体全体の15%が副食費の免除という形で町は想定してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第38号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。

起立全員によって、可決しました。